

ベトナム社会主義共和国
国立栄養研究所
ハノイ医科大学

ベトナム社会主義共和国
栄養士制度普及・促進事業

報告書
(先行公開版)

2016年4月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

味の素株式会社

民連
JR(先)
16-058

目次

目次	1
略語	2
1. 事業背景と概要	3
1.1. 事業概要	3
1.2. 目的	3
1.3. 背景	3
1.4. 事業開始までの準備状況	4
1.5. 事業の実施体制	7
1.6. 実施内容の概要	7
1.7. 実施計画表	8
2. 事業実施内容と成果	9
2.1. 本邦受入活動	9
2.1.1. 目的	9
2.1.2. 内容	9
2.1.3. 本邦活動のまとめ	20
2.2. 現地活動	21
2.2.1. 目的	21
2.2.2. 内容	21
2.2.3. 現地活動のまとめ	33
2.3. 総括	35
3. 本 JICA 事業を通じた展開の可能性	36
3.1. ベトナム社会主義共和国に対する社会・経済開発貢献への可能性	36
3.2. VINEP 活動及び本 JICA 事業の実施により達成された成果	36
3.3. 現課題からの今後の展開	38

略語

ASEAN :	東南アジア諸国連合 Association of South-East Asian Nations
AJI :	味の素株式会社 Ajinomoto Co., Inc.
AVN :	ベトナム味の素有限会社 Ajinomoto Vietnam Co., Ltd.
HMU :	ハノイ医科大学 Hanoi Medical University
IPMPH :	予防医学・公衆衛生研究所 Institute for preventive medicine and public health
JMU :	十文字学園女子大学 Jumonji University
KPU :	京都府立大学 Kyoto Prefectural University
KUHS :	神奈川県立保健福祉大学 Kanagawa University of Human Service
JICA :	国際協力機構 Japan International Cooperation Agency
HCMC :	ホーチミン市 Ho Chi Minh City
MOET :	教育訓練省 Ministry of Education and Training
MOH :	保健省 Ministry of Health
MOHA :	内務省 Ministry of Home Affair
NIN :	国立栄養研究所 National institute of Nutrition
NS :	栄養施策実施基準・仮 Nutrition Standard
ODA :	政府開発援助 Official Development Assistance
SVDA :	Sub-Vietnam Dietetic Association
VDA :	ベトナム栄養学会 Vietnam Dietetic Association
VINEP :	ベトナム栄養関連制度創設プロジェクト Vietnam Nutritional system Establishment Project
VINUTAS :	ベトナム栄養学会 Vietnam Nutrition Association

1. 事業背景と概要

1.1. 事業概要

(1) 実施国

ベトナム社会主義共和国

(2) 実施事業

栄養士制度普及・促進事業

(3) 事業実施期間

2014年4月24日から2016年3月31日

(4) 貢献する地域と対象者

ベトナム社会主義共和国の全ての国民

1.2. 目的

ベトナム国における栄養改善活動や国民への正しい栄養・食品衛生の情報提供活動に重要な役割を果たす栄養士の教育及びライセンス制度を国の実情に合わせて最適な形で検討し、国家制度としての栄養関連制度を創設することで全てのベトナム国民の健康向上に貢献することを目標とする。

1.3. 背景

日本を含む先進諸国の栄養士は、栄養行政、学校・病院給食等の栄養・食品衛生管理で活躍し、国民の健康向上のための国家資格者として活躍している。ベトナムでは、保健省(以下、「MOH」)や国立栄養研究所(以下、「NIN」)などの栄養・食品衛生に関連する国家機関が主軸となり種々の栄養・食品衛生施策を実施しているが、栄養士制度が無いために、国民の裾にまで施策が行き届かない現状がある。この状況を改善するために、NIN、十文字学園女子大学(以下、「JUM」)と味の素株式会社(以下、「AJI」)が共同で、ベトナムでの栄養士制度の創設やその役割を規定する法規等の制定を目的とした活動を開始した。初めに、ベトナム国内の栄養施策の計画、実施、教育に関わるMOH、教育訓練省(以下、「MOET」)、NINやハノイ医科大学(以下、「HMU」)の要人に、日本の栄養制度(病院での栄養管理、学校給食制度、企業での研究活動等)と実際に栄養士が活躍する現場の視察を実施し、栄養士の栄養・食品衛生への寄与の重要性を共有化した。その後、MOH管轄のHMUに栄養学教育(大学院相当)を目的とした寄付講座「Nutrition and Dietetics Laboratory」の設置が許可され、2012年9月に開講した。本寄付講座はベトナム国内での本格的な栄養学教育講座であり、将来の栄養指導者の育成に貢献する。そして、HMUの寄付講座に4年制の栄養学学士課程の設置がMOETより許可された。これを受けて、2013年9月に、ベトナムで初めての栄養学学士課程が開講された。現在までに、関連省庁と協力し、栄養士の国家資格制度や法規定等の整備に関する取組を実施している。

1.4. 事業開始までの準備状況

1.4.1. 相手国実施機関の情報

(1) 実施機関及び選定理由

- ・本 JICA 事業の実施のため

NIN： 国立栄養研究所 National institute of Nutrition

- ・本 JICA 事業のモデルケース設置校のため

HMU： ハノイ医科大学 Hanoi Medical University

IPMPH： 公衆衛生研究所 Institute for preventive medicine and public health

- ・本 JICA 事業の許認可のため

MOH： 保健省 Ministry of Health

MOET： 教育訓練省 Ministry of Education and Training

MOHA： 内務省 Ministry of Home Affair

- ・本 JICA 事業における栄養士資格認定のため

VINUTAS： ベトナム栄養学会 Vietnam Nutrition Association



HMUの味の素寄付講座前のプレート

(2) 実施機関との協議状況

- ・2009年-現在： NIN と共同で、ベトナムでの栄養に関する共同研究（エネルギー摂取量、BMI、グルタミン酸ナトリウム摂取量、塩分摂取量、減塩試験等）を実施。これら試験の実施により、ベトナムでの栄養関連の要人との繋がりを構築・維持。
- ・2010年： MOH、MOET、NIN、HMU、ホーチミンシティ栄養研究所等の要人を日本に招致し、日本の栄養士制度の現状を共有化。
- ・2011年： ベトナム栄養関連制度創設プロジェクト（VINEP）のキックオフシンポジウムをハノイで開催。
- ・2012年3月： MOH 管轄の HMU への栄養学教育（大学院相当）を目的とした寄付講座設立に関する契約を、HMU、NIN、ベトナム味の素(有)（以下、「AVN」）及び AJI の 4 者間で締結。
- ・2012年10月： HMU で寄付講座「Nutrition and Dietetics Laboratory」が開講。
- ・2012年12月： MOET が、2013年10月に HMU に4年制の栄養学学士課程の設置を許可。
- ・2013年4月： MOH と NIN が、ベトナム国内の主要 11 医科大学に栄養学部設置参加意向に関する公文書を送付。
- ・2013年10月： ベトナム初の4年制の栄養学学士課程が HMU に開講予定（2013年9月現在）。この HMU に設置した栄養学学士課程を、今後展開するであろうベトナム全土への栄養学部設置のモデルケースとする。
- ・2014年4月： 本 JICA 事業開始

1.4.2. その他の準備状況

ベトナム初の4年制の栄養学学士課程が、2013年10月にHMUに開設された。本事業開始前には、本課程に入学する第1期生の卒業は、2017年9月と見込まれる。本課程の第1期生が卒業する少なくとも1年前の2016年9月を目標に、栄養関連法規等の制定、特に、栄養士の国家資格制度の制定が求められている。これら諸事情から、NINや関連機関と協力し以下の取組計画を策定（NINと共に策定したマスタープランは、NINのLe Thi Hop所長により承認済。）し、具体的な取組を実施・計画した。本プロジェクト（VINEP）全体の概要を図1-1に示した。

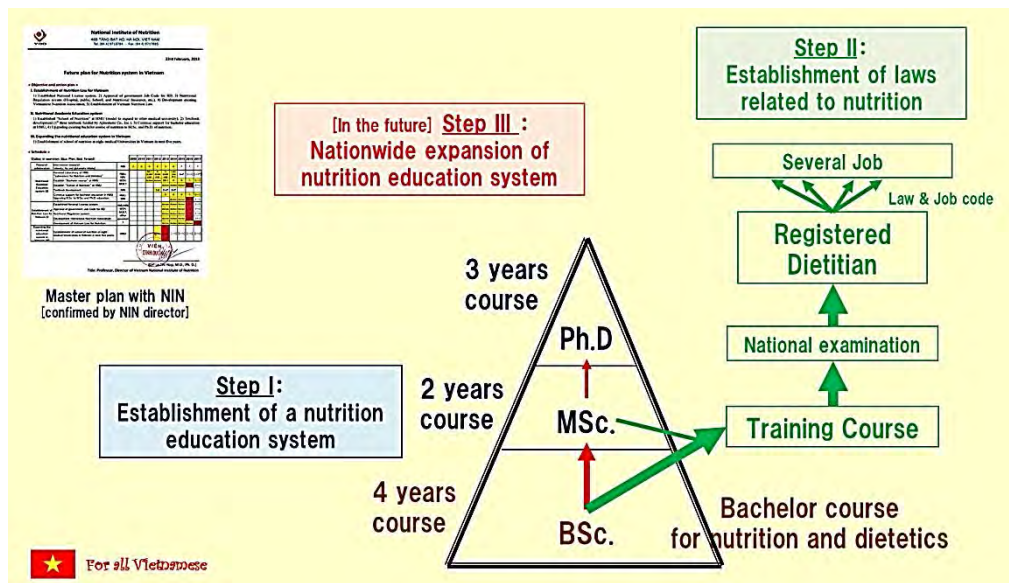


図 1-1 プロジェクト全体概要（VINEP）

(1) 栄養教育制度の設立

- ・モデルケースとしてHMUへ栄養学学士課程を開講（NIN, IPMPH, HMU, MOH）
- ・栄養学部専門課程の教科書原稿案の作成（NIN, JUM, AJI）[目標：3種類/年, 3年間]
- ・奨学金制度の創設（AVN）[初年度内訳：200USD/人, 10名/年]
- ・栄養学トレーニング及び研修制度の創設検討（HMU, NIN）
- ・栄養学修士コースと博士コースの設置（NIN, IPMPH, HMU, MOH）

(2) 栄養関連法規の制定

- ・将来設定される栄養士の地位を定める関連法規であるJob Codeや栄養関連法規の創設（NIN, MOH, MOET, MOHA, Prime Minister）なお、ベトナムでのJob Codeとは、国が定める職種等の規程で、本規程が定められていないと国が認めた職種としての活動ができない。
- ・栄養士国家資格制度の創設（VINUTASによる認定資格、その後国家制度へ移管）
- ・ベトナム栄養士会の設置（NIN, VINUTAS, MOH）

(3) 栄養教育制度のベトナム全土への拡大

- ・HMU に設置した栄養学学士課程を、「栄養学部制度」のモデルケースとして、全国の重点医科大学に展開

展開予定の重点医科大学の概要を図 1-2 に示した。

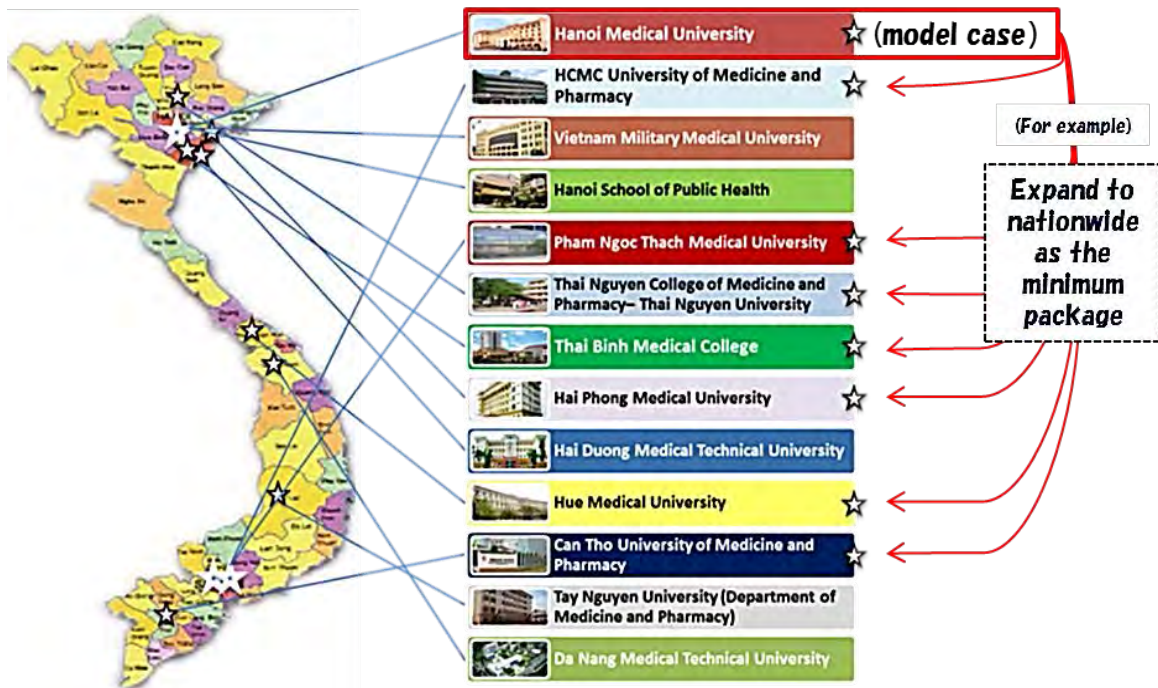


図 1-2 展開予定の重点医科大学概要

重点医科大学（予定）：

- a) HCMC University of Medicine and Pharmacy
 - b) Pham Ngoc Thach Medical University
 - c) Thai Binh Medical University
 - d) Hue Medical University
 - e) Nam Dinh Nursery University
 - f) Vinh Medical University
 - g) Can Tho Medical University
 - h) Tay Nguyen Medical University
 - i) Thai Nguyen Medical University
 - j) Hai Duong Medical Technique University
 - k) Hai Phong Medical University
- 等

1.5. 事業の実施体制

1.5.1. 実施工程及び要員計画

(1) 業務従事者の役割分担

- a) 味の素株式会社（統括、実施）
- b) ベトナム国立栄養研究所（現地統括、実施）
- c) ベトナム味の素有限会社（現地実施サポート）
- d) 十文字学園女子大学 山本教授（実施）

(2) 現地での支援体制

- a) ベトナム国立栄養研究所
- b) ベトナム味の素有限会社

1.6. 実施内容の概要

(1) 本邦受入活動の概要

a) 栄養学教育指導者・研究者等に対する教育・研修

- ・栄養士制度の先進国である本邦での経験・知見を習得し高度専門人材を輩出するための定期的なセミナーや研修プログラム等の実施
- ・本邦で栄養士が関わる地域社会（老健施設、保健所）、労働市場（給食産業、学校、大規模給食施設など）、医療施設（病院）等の研修会の実施
- ・本邦の栄養諸制度を基にした専門課程や関連法規に関する教科書や法規原稿案の作成

b) 栄養諸制度許認可当局関係者に対する教育・研修

- ・栄養士制度の先進国である本邦での栄養士が関わる地域社会（老健施設、保健所）、労働市場（給食産業、学校、大規模給食施設など）、医療施設（病院）等の研修を通じたベトナム国への栄養制度設置に関する理解促進の実施

(2) 現地活動の概要

a) 質の高い栄養学教育を実施するために必要な活動

- ・栄養学部の創設（HMU にモデルケースとして開講（2013 年 9 月）したベトナム初の栄養学に関する 4 年制学士課程を、栄養学部へ昇格させる取組）
- ・専門課程教科書原稿作成への取組
- ・ベトナム栄養学会と共に栄養士認定制度を創設する取組
- ・設置した栄養学部に、栄養学修士課程、博士課程を設置する取組
- ・設置したモデルケースとしての栄養学部を、ベトナム全土へ展開する下地作りの取組

1.7. 実施計画表

本 JICA 事業の実施スケジュールを図 1-3 に示す。本事業の契約は、契約締結日（2014 年 4 月 24 日）から 2016 年 3 月 31 日までに完了する。

活動内容	2014年度(平成26年度)												2015年度(平成27年度)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 〈現地活動1〉 栄養関連制度創設に関する活動 (会議・講義・専門課程教科書作成等)	■		■			■			■			■	■		■	■			■				■	
2 〈本邦受入活動1〉 本邦栄養士関連施設での現場研修活動(学生及び教官:教育・学校給食・医療サポート現場での研修・実習等)											□								□					
3 〈現地活動2〉 栄養学関連シンポジウムの開催																								
4 〈本邦受入活動2〉 本邦での栄養関連現場の視察活動(政府関係者:教育・学校給食・医療現場訪問等)											□								□					
5 〈現地活動3〉 栄養関連制度設置のためのワークショップ開催の後押し及びサポート																								
6 〈In Japan〉 報告書等提出時期																								

図 1-3 全体スケジュール

2. 事業実施内容と成果

2.1. 本邦受入活動

2.1.1. 目的

日本の栄養制度に関する最新の知見習得及び現場研修を通じて日本の栄養制度全般を理解することを目的とする視察及び研修。本招聘により、種々の現場（学校、病院、給食施設等）で働く栄養関係者の活動を実際に見学・体験し、本邦の最先端の栄養関連施設の現状を学び、帰国後に自国の制度創設及び発展に貢献する。

2.1.2. 内容

(1) 栄養関連施策に関わる政府高官、病院関係者及び教官の現場視察

本視察では、種々の現場（学校、病院、給食施設など）で働く実際の栄養士の活動を実際に見学する事で、本邦の最先端の栄養関連施設の現状を学び、帰国後に自国の栄養関連制度の許認可の際の参考とする。なお、本邦での研修プログラムは、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び日本栄養士会（JDA）と共に、関連大学（JUM, KPU, KUHS）の協力のもとに実施した。

a) 栄養関連制度創設に関わる政府及び病院関係者の本邦招聘（2014年度）

- ・日時：2014年10月26日～30日
- ・入出国日：2014年10月26日入国、同10月30日帰国
- ・訪問場所：芝小学校、日本栄養士会、埼玉県庁、川崎市立多摩病院、味の素(株)イノベーション研究所
- ・参加者：保健省、国立栄養研究所、ハノイ医科大学及びベトナム味の素から、11名
(ベトナム味の素からの参加者は、政府関係者への案内役として同行し、費用はAVNが負担した。)

Nguyen Thi Mai, Senior officer, Personnel Management Department, MOH

Tran Thi Minh, Senior officer, Personnel Management Department, MOH

Tong Thi Song Huong, Director, Insurance Department, MOH

Nguyen Thi Hong Hai, Senior specialist, Insurance Department, MOH

Ha Thanh Son, Head, Nutrition Department, MOH

Nguyen Duc Hinh, Rector, HMU

Le Thi Huong, Director, IPMPH, HMU

Le Bach Mai, Vice director, NIN

Nguyen Chi Tam, Chief of planning section, NIN

Nguyen Do Huy, Director of Food & Nutrition Training Center, NIN

Nguyen Thi Huong, Public Relations department, Vietnam Ajinomoto Co., LTD.

・視察項目：

i) 教育現場における栄養士活動の視察

東京都港区の芝小学校を訪問し、学校給食の調理現場の視察や給食の試食体験を実施した。(山本教授/JUM)

ii) 日本の栄養士制度に関する情報収集及び視察

日本栄養士会本部事務所を訪問し、日本の栄養士制度の概要と成り立ちを山本教授(JUM)に、職能団体活動としての日本栄養士会の説明を木戸教授(KPU)に、それぞれ講義いただいた。(岩楯企画室長/JDA)

iii) 日本の栄養行政活動の視察

埼玉県庁及び近隣の地域保健センターを訪問した。埼玉県庁では、知事高官を表敬訪問した。地域保健センターとして、さいたま市南区保健センターを訪問した。(山本教授/JUM)

iv) 臨床現場における栄養士活動の視察

川崎市立多摩病院を訪問し、日本の栄養管理・食事療養に関する保険制度(診療報酬、自己負担金等)、日本における病院の栄養基準の現況、川崎市立多摩病院の栄養管理システム及び給食サービスについて視察を行った。(外山准教授/KUHS)

v) 栄養に関わる食品企業活動の視察

味の素(株)ノベーション研究所を訪問し、味の素(株)グループ概要や研究所、CSR活動、うま味研究などの説明を受け、研究所施設を視察した。(松本課長/AJI)

・小活：

2014年度は、ベトナムの栄養関連施策や教育に関わる政府関係者や専門家10名を招聘した。招聘された専門家は、この度の日本視察を通じて日本で実施されている最新の栄養制度全般に関する知識獲得と理解促進がなされた。そして、本JICA事業に参加した政府関係者の多くが、帰国後に本活動により得られた知見を活用して、ベトナムで創設を検討している栄養関連制度の一つである「Job Code」等の創設・承認・施行等の承認時等の参考とされる事を期待する。



図 2-1 味の素㈱イノベーション研究所での会議の様子



図 2-2 視察研修の参加者
(味の素㈱イノベーション研究所にて)

b) 栄養関連制度創設に関わる政府、大学及び病院関係者の本邦招聘（2015年度）

- ・日時：2015年09月29日～10月03日
- ・入出国日：2015年09月29日入国、同10月03日帰国
- ・訪問場所：日本栄養士会、十文字学園女子大学、芝小学校、済生会横浜東部病院、神奈川県庁、味の素㈱イノベーション研究所
- ・参加者：保健省、国立栄養研究所、ハノイ医科大学、ホーチミン市栄養センター、バックマイ病院、ホーチミン医科薬科大学、フエ医科薬科大学、ベトドック病院、198病院、ベトナム栄養学会及びベトナム味の素から、9名
(ベトナム味の素からの参加者は、政府関係者への案内役にて自社で費用負担した。)

Nguyen Hong Son, Deputy Director, Personnel Management Department, MOH

Nguyen Hong Truong, Vice director, NIN

Le Thi Huong, Director, IPMPH, HMU

Le Thi Hop, Vice Rector, Nguyen Trai University, President of VINUTAS

Ngo Dong Khanh, Vice Rector, HCMC University of Medicine & Pharmacy

Nguyen Khoa Hung, Vice Rector, Hue University of Medicine & Pharmacy

Chu Thi Tuyet, Head, Clinical Nutrition Center, Bach Mai Hospital

Pham Thi Dan, Vice rector, college of medicine of Bach Mai Hospital

Nguyen Thi Huong, Public Relations department, Vietnam Ajinomoto Co., LTD.

・視察項目：

i) 日本の栄養士制度に関する情報収集

日本栄養士会本部事務所を訪問し、日本の栄養士制度の概要と成り立ち及び職能団体活動としての日本栄養士会の説明を木戸教授（KPU）に講義いただいた。（岩楯企画室長/JDA）

ii) 教育現場における栄養士活動の視察

十文字学園女子大学を訪問し、栄養士教育の現場や学校施設の視察を実施した。（山本教授/JUM）

iii) 教育現場における栄養士活動の視察

東京都港区の芝小学校を訪問し、学校給食の調理現場の視察や給食の試食体験を実施した。（山本教授/JUM）

iv) 栄養に関わる食品企業活動の視察

味の素㈱イノベーション研究所を訪問し、味の素㈱グループ概要や研究所、CSR活動、うま味研究などの説明を受け、研究所施設を視察した。（松本課長/AJI）

・小活：

2015年度は、ベトナムの栄養関連施策や教育に関わる政府関係者や専門家9名を招聘した。招聘された専門家らは、日本で実施されている最新の栄養制度全般に関する知見を獲得すると共に理解の促進がなされた。特に、2015年度の招聘目的でもある、モデルケースで設置したハノイ医大以外の基幹大学や多くの重点病院からの参加者に対しての本制度創設に関する理解促進を達成することができた。



図 2-4 味の素㈱イノベーション研究所での会議の様子

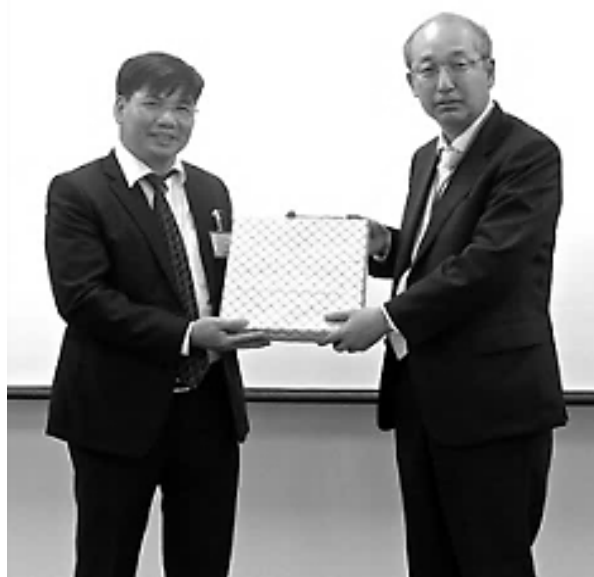


図 2-5 保健省高官とイノベーション研究所所長
(味の素㈱イノベーション研究所にて)

(2) 栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生の本邦栄養関連施設での現場研修

本研修では、種々現場（学校、病院、給食施設など）で働く実際の栄養士の活動を実際に体験する事により、本邦の栄養関連施設の現状を学び、帰国後に自国の栄養関連制度の創設や発展に貢献する。また、特に、教官は、本研修で得た知見を応用して自国での栄養教育の質の発展に貢献する。

a) 栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生の本邦招聘（2014年度）

- ・日時：2014年11月09日～22日
- ・入出国日：2014年11月09日入国、同11月22日帰国
- ・訪問場所：日本栄養士会、十文字学園女子大学、芝小学校、川崎市立多摩病院、済生会横浜市東部病院、神奈川県立保健福祉大学、味の素(株)イノベーション研究所
- ・参加者：ハノイ医科大学及び国立栄養研究所から、8名

Tran Phuong Thao, Nutritional bachelor course 2nd year student (1st batch), HMU
Nguyen Dieu Thoan, Nutritional bachelor course 2nd year student (1st batch), HMU
Bui Thi Phuong, Nutritional bachelor course 2nd year student (1st batch), HMU
Vu Thi Lan, Nutritional bachelor course 2nd year student (1st batch), HMU
Nguyen Duc Diu, Nutritional bachelor course 2nd year student (1st batch), HMU
Pham Van Phu, Nutrition Dept., HMU
Nguyen Thuy Linh, Nutrition Dept., HMU
Tran Thuy Nga, Micronutrient Dept., NIN

・視察項目：

i) 日本の栄養士制度に関する情報収集研修

日本栄養士会本部事務所を訪問し、日本の栄養士制度の概要と成り立ちを山本教授（JUM）に、職能団体活動としての日本栄養士会の説明を木戸教授（KPU）による講義を実施した。（岩楯企画室長/JDA）

ii) 教育現場における栄養士活動研修

十文字学園女子大学を訪問し、栄養士教育の現場や学校施設の視察及び食品化学実習を実施した。（山本教授/JUM）

iii) 教育現場における栄養士活動研修

東京都港区の芝小学校を訪問し、学校給食の調理現場の視察や給食の試食体験を実施した。（山本教授/JUM）

iv) 臨床現場における病院栄養士活動の実地研修

川崎市立多摩病院、済生会横浜市東部病院を訪問し、日本の栄養管理における保険制度、病院での栄養基準、及び施設見学を実施した。（外山准教授/KUHS）

v) 教育現場における臨床学実習活動の実地研修

神奈川保健福祉大学を訪問し、臨床栄養に関する教育、大学での栄養教育カリキュラム、栄養学科3年生との交流等の研修を実施した。（外山准教授/KUHS）

vi) 栄養に関わる食品企業活動の視察

味の素(株)ノベーション研究所を訪問し、味の素(株)グループや研究所の概要、健康基盤食品、アミノ酸の機能と安全性、企業で働く栄養士との交流、栄養調査及び、研究所施設の視察などの研修を実施した。(松本課長/AJI)

vii) 研修成果共有発表会

味の素グループ高輪研修センターにて、研修に参加した教官及び学生を2班に分けて、研修全体の成果まとめと発表会を実施した。(松本課長/AJI)

・小活：

2014年度は、5名の学生と3名の教官を招聘した。本事業を通じて、栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生は、種々の研修を通じて日本で実施されている栄養制度全般に関する知識獲得や理解の促進がなされた。



図 2-5 研修成果共有発表会参加者
(味の素グループ高輪研修センターにて)



図 2-6 味の素㈱イノベーション研究所にて



図 2-7 味の素㈱イノベーション研究所での講義の様子



図 2-8 味の素㈱イノベーション研究所での官能評価実習の様子

b) 栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生の本邦招聘（2015年度）

- ・日時：2015年09月29日～10月10日
- ・入出国日：2015年09月29日入国、同10月10日帰国
- ・訪問場所：日本栄養士会、十文字学園女子大学、芝小学校、済生会横浜市東部病院、神奈川県庁、神奈川県立保健福祉大学、味の素㈱イノベーション研究所
- ・参加者：ハノイ医科大学及び国立栄養研究所から、10名

Nguyen Ngoc Tram Anh, Nutritional bachelor course 3rd year student (1st batch),
HMU

Nguyen Mai Phuong, Nutritional bachelor course 3rd year student (1st batch), HMU

Nguyen Thi Dinh, Nutritional bachelor course 3rd year student (1st batch), HMU

Nguyen Van Diep, Nutritional bachelor course 2nd year student (2nd batch), HMU

Bùi Thu Hien, Nutritional bachelor course 2nd year student (2nd batch), HMU

Dao Thu Trang, Nutritional bachelor course 2nd year student (2nd batch), HMU

Nguyen Huong Giang, Nutritional bachelor course 2nd year student (2nd batch), HMU

Tran Thi Phuc Nguyet, Nutrition Dept., HMU

Trinh Bao Ngoc, Nutrition Dept., HMU

Dinh Phuong Hoa, Micronutrient Dept., NIN

・視察項目：

i) 日本の栄養士制度に関する情報収集研修

日本栄養士会本部事務所を訪問し、日本の栄養士制度の概要と成り立ち及び職能団体活動としての日本栄養士会の説明を木戸教授（KPU）による講義を実施した。（岩橋企画室長/JDA）

ii) 教育現場における栄養教育及び実習に関する研修

十文字学園女子大学を訪問し、栄養士教育の現場、実習や学校施設見学などの研修を実施した。（山本教授/JUM）

iii) 教育現場における栄養士活動研修

東京都港区の芝小学校を訪問し、学校給食の調理現場の視察や給食の試食体験を実施した。（山本教授/JUM）

iv) 教育現場における臨床学実習活動の現地研修

神奈川県立保健福祉大学を訪問し、臨床栄養に関する教育、大学での栄養教育カリキュラム、栄養学科3年生との交流等の研修を実施した。（外山准教授/KUHS）

v) 臨床現場における病院栄養士活動の現地研修

済生会横浜市東部病院を訪問し、日本の栄養管理における保険制度、病院での栄養基準、及び施設見学を実施した。（外山准教授/KUHS）

vi) 神奈川県知事表敬訪問

横浜市にある神奈川県庁を訪問し、神奈川県知事を表敬訪問した。（中村学長、外山准教授/KUHS）

vii) 栄養に関わる食品企業活動の視察

味の素(株)イノベーション研究所を訪問し、味の素(株)グループや研究所の概要、健康基盤食品、アミノ酸の機能と安全性、企業で働く栄養士との交流、栄養調査及び、研究所施設の視察などの研修を実施した。(松本課長/AJI)

viii) 研修成果共有発表会

味の素グループ高輪研修センターにて、研修に参加した教官及び学生を3班に分けて、研修全体の成果まとめと発表会を実施した。(松本課長/AJI)

・小活:

2015年度は、7名の学生と3名の教官を招聘した。本事業を通じて、栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生は、種々の研修活動を通じて日本で実施されている栄養制度全般に関する知識獲得や理解の促進がなされた。



図 2-9 味の素(株)イノベーション研究所にて



図 2-10 日本栄養士会での研修の様子



図 2-11 済生会横浜東部病院での研修の様子



図 2-12 味の素(株)イノベーション研究所での研修の様子

2.1.3. 本邦活動のまとめ

VINEP 活動及び本 JICA 事業による本邦活動では、「栄養関連制度創設に関わる政府、大学及び病院関係者」と「栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生」を招聘した。

「栄養関連制度創設に関わる政府、大学及び病院関係者」の招聘では、2014 年度に 10 名、2015 年度に 9 名を招聘した。いずれも、招聘された専門家らは、種々な研修を通じて日本で実施されている栄養制度全般に関する知識獲得と理解促進がなされた。特に、2014 年度の招聘者に対しては、VINEP で推進している栄養関連制度の一つである「Job Code」の創設・承認・施行等のベトナム国内での承認等の際の参考としていただく事を目的とした。その後、JOB Code が、2015 年 10 月に保健省により承認、2015 年 11 月に施行されたが、本活動で得た日本の栄養制度の知見などを参考としていただけたのではないかと考えられる。一方で、2015 年度の招聘者は、栄養関連諸制度を広くベトナムに展開する目的で実施し、モデルケースで設置したハノイ医大以外のベトナム全土からの基幹大学や多くの重点病院から参加頂けた。

「栄養士育成に関わる栄養学学士課程の教官及び学生」の招聘では、2014 年度に 8 名、2015 年度に 10 名を招聘した。多くの団体の協力の下で実施した種々の研修（栄養制度全般、教育、実習、等や現場の栄養士との交流等）により、栄養関連知識の獲得や理解の促進がなされた。そして、日本研修に参加した研修生が、日本で学んだ一連の栄養制度研修の体験や知識を今回参加できなかった他の学生や教官へ将来にわたり、きちんと伝達・共有化していただける事を期待する。特に、教官は、この度の研修経験を講義などに取り入れ、その教育内容の質の発展や向上に寄与する事を期待する。

2.2. 現地活動

2.2.1. 目的

ベトナムで実施中の栄養関連制度の創設状況に関する最新情報の関係者への共有と共に、日本の栄養制度に関する知見の情報提供を行う場としてのシンポジウムや、政府関連関係者による政策関連協議を行う場としてワークショップを企画する。VINEP 活動及び本 JICA 事業により、種々の現場（病院、研究機関、学校等）で働くベトナムの栄養関係者に対して、栄養関連制度の創設実施状況の共有化を行い、近い将来に設定される見込みの様々な栄養関連制度の創設や発展に貢献する。

2.2.2. 内容

(1) ベトナムでの栄養施策創設状況及び日本研修成果共有化のためのシンポジウムの開催

本シンポジウムでは、栄養関連制度の設置に関連する政府関係者（保健省等）、栄養施策・教育・研究機関（国立栄養学研究所、ハノイ医科大学等）、主要病院関係者（バックマイ病院等）、ハノイ医科大学の栄養学学士課程の学生（1 及び 2 年生）及びその教官が参加して、将来ベトナムで設置予定の栄養制度に関する最新状況の共有化と共に、ハノイ医大の 1 期生（5 名）が日本で実施した栄養関連研修の知見を、今回は日本研修に参加していない他の学生に、本知見の共有化も同時に実施した。

a) 栄養関連制度創設状況共有化のための第 1 回シンポジウム

- ・日時： 2014 年 1 月 15 日
- ・会場： ハノイ医科大学（ホール 12）
- ・参加者： 保健省、国立栄養研究所、ハノイ医科大学、ベトナム全土の主要医科大学の役員、病院の栄養部門関係者、及びハノイ医科大学栄養学学士課程の学生など、約 200 名

以下に、主な来賓を記載した。

Junya Hiroshima, JICA (Tokyo)
Chikahiro Masuda, JICA Vietnam
Ai Miura, JICA Vietnam
Kayoko Seki, JICA Vietnam
Yosuke Iwatate, JDA
Yoshio Kawahara, Ajinomoto Co., Inc.
Hideki Matsumoto, Ajinomoto Co., Inc.
Akiko Watanabe, Ajinomoto Co., Inc.
Hiroharu Motohashi, Vietnam Ajinomoto Co., Ltd.
Shigeru Yamamoto, JUM
Nguyen Duc Hinh, HMU
Ta Thanh Van, HMU
Le Bach Mai, NIN
Nguyen Thi Lam, NIN
Le Thi Hop, VINTUS



Pham Duy Tuong, HMU, IPMPH

Le Thi Huong, HMU, IPMPH

・内容：

i) 開会の挨拶

各来賓の代表者 (MOH, HMU, VINTUS, JUM, AJI, JICA, NIN) からの挨拶

ii) 栄養関連制度創設状況に関する報告

- ベトナム国立栄養研究所

Le Bach Mai 博士より、「ベトナムでの栄養制度の現状と発展、2015-2030 年までのビジョン」に関する発表がなされた。

- ハノイ医科大学

Nguyen Thuy Linh 博士より、「ハノイ医科大学の IPMPH の栄養学学士課程」に関する発表がなされた。

- ベトナム栄養学会

Le Thi Hop 博士より、「栄養学会と職業としての栄養士の発展」に関する発表がなされた。

- 保健省・健康管理部

Ha Thanh Son 氏より、「栄養士としての今後の活動について」に関する発表がなされた。

- 保健省・医療保険部

Nguyen Thi Hong Hai 氏より、「栄養保健の整備について」に関する発表がなされた。

- ホーチミン医科薬科大学

Nguyen Thi Lan Anh 氏より、「ホーチミン医科薬科大学における栄養学科の開校計画」についての発表がなされた。

iii) ベトナム味の素からの奨学金授与式

ベトナム味の素 (本橋社長) から、ハノイ医大栄養学学士課程の第二期入学生 (成績優秀者 10 名) に奨学金及び記念品を授与した。

iv) 本邦研修報告

2014 年 11 月の日本研修 (本事業及び JDA 支援) に参加した HMU 栄養学学士課程の学生 5 名による研修内容が報告された。

v) 記念講演

山本教授 (JUM) より、「白米が健康を害する？」に関する講演を頂いた。

vi) 質疑応答

本シンポジウムの参加者と各専門家との意見交換を実施した。特に、栄養学学士課程の学生からの質問では、将来の教育課程や栄養士の将来性に関する質疑が行われた。

vii) 閉会の挨拶

ハノイ医大 (Huong 先生) 代表者による挨拶

・小活：

本シンポジウムの開催により、多くの栄養施策企画及び実務関係者に対して、現時点で創設段階にある栄養関連制度の一端を共有化する事ができた。また、日本研修に参加したハノイ医大の学生による成果発表では、この度研修に参加できなかった多くの学生や本シンポジウムの参加者に対して、日本の栄養制度や現場状況の情報提供が実施できた。



図 2-13 シンポジウム会場の様子



図 2-14 奨学金授与式の様子（2期生）

b) 栄養関連制度創設状況共有化のための第2回シンポジウム

- ・日時：2015年11月18日
- ・会場：ハノイ医科大学（ホール12）
- ・参加者：保健省、国立栄養研究所、ハノイ医科大学、ベトナム全土の主要医科大学の役員、病院の栄養部門関係者、及びハノイ医科大学栄養学学士課程の学生など、約200名

以下に、主な来賓を記載した。

Yasuhiro Kido, Kyoto Prefectural University, JDA
Yutori Sadamoto, JICA Vietnam
Toshihisa Kato, Ajinomoto Co., Inc.
Hideki Matsumoto, Ajinomoto Co., Inc.
Naoki Hayashi, Ajinomoto Co., Inc.
Hiroharu Motohashi, Vietnam Ajinomoto Co., Ltd.
Keiko Kobayashi, JDA
Kenji Toyama, Kanagawa University of Human Service
Nguyen Duc Hinh, Hanoi, HMU
Nguyen Huu Tu, HMU
Le Bach Mai, NIN
Nguyen Thi Lam, NIN
Nguyen Do Huy, NIN
Pham Duy Tuong, HMU, IPMPH
Le Thi Huong, HMU, IPMPH

・内容：

i) 開会の挨拶

各来賓の代表者（HMU, KPU(JDA), AJI, NIN）からの挨拶

ii) 栄養関連制度創設状況に関する報告

－ ハノイ医科大学

Le Thi Huong 博士より、「ハノイ医科大学における栄養士育成課程の設立経緯について」に関する発表がなされた。

－ 国立栄養研究所

Nguyen Do Huy 博士より、「Nutrition Standard と Job コードの設立経緯について」に関する発表がなされた。

－ ハノイ医科大学

Pham Van Phu 博士より、「Nutrition Standard について」に関する発表がなされた。

－ ハノイ医科大学

Nguyen Thuy Linh 博士より、「ハノイ医科大学の栄養士育成課程における日本の協力について」に関する発表がなされた。

iii) ベトナム味の素からの奨学金授与式

ベトナム味の素（本橋社長）から、ハノイ医大栄養学学士課程の第三期入学生（成績優秀者 15 名）に奨学金及び記念品を授与した。

iv) 本邦栄養関連制度の紹介

木戸教授（KPU）より、「日本栄養士会の歩み」に関する講演を頂き、日本栄養士会の変遷と共に栄養関連制度の発展に関する情報が提供された。

v) 本邦研修報告

2015 年 9 月 23 日から 10 月 10 日（2 週間）の日本研修（本事業及び JDA 支援）に参加した HMU 栄養学学士課程の代表者から研修内容が報告された。

vi) 質疑応答

本シンポジウムの参加者と各専門家との意見交換を実施した。特に、本会では、Job Code がベトナム政府より承認された後での開催と言うこともあり、栄養学学士課程の学生からは、将来の職業や研修等に関する質疑が行われた。

vii) 閉会の挨拶

ハノイ医大（Huong 先生）代表者による挨拶

・小活：

本シンポジウムの開催により、多くの栄養施策企画及び実務関係者に対して、現時点で創設段階にある栄養関連制度の一端を共有化する事ができた。特に、普段は本プロジェクトの実施内容を共有化できないような現在又は将来栄養関係に従事する実務者にとり、「栄養士の地位を定める Job Cod の政府（保健省）による承認」と「Nutrition Standard に関する取組」に関して、情報の共有化がなされた点が有益であった。また、日本研修に参加したハノイ医大の学生による成果発表では、この度研修に参加できなかった多くの学生や本シンポジウムの参加者に対して、日本の栄養制度や現場状況の情報提供が実施できた。



図 2-15 シンポジウム会場の様子



図 2-16 奨学金授与式の様子 (3 期生)



図 2-17 質疑応答の様子 (HMU 学生より)



図 2-18 本シンポジウムの実施スタッフ

(2) 栄養学関連課題サポートのためのワークショップの開催

本ワークショップでは、ベトナムでの栄養関連制度に創設における種々の判断に関わる政府関係者、研究者、主要病院関係者による、関連法規（将来設定される栄養士の地位を定める「Job Code」（2014年度）、栄養士の現場での作業実施基準（仮）「Nutrition Standard」（2015年度））に関する協議（ワークショップ）を実施する。

a) 栄養制度関連課題サポートのための第1回ワークショップ

- ・日時：2014年8月5日
- ・会場：ベトナム国立栄養研究所
- ・参加者：以下12名

Tran Viet Hung, MOH

Do Thi Thanh Huong, MOH

Ha Than Son, MOH

Hoang Van Thanh, MOH

Dinh Thi Kim Lien, Bach Mai Hospital Nutrition center

Pham Duy Tuong, Hanoi Medical University

Le Dan Tuyen, the National Institute of Nutrition

Nguyen Thi Lam, the National Institute of Nutrition

La Bach Mai, the National Institute of Nutrition

Nguyen Do Huy, the National Institute of Nutrition

Le Thi Hop, VINTUS

Huynh Nam Phuong, the National Institute of Nutrition

・小活：

栄養制度の創設に関連する政府関係者（保健省）、栄養施策・教育・研究機関（国立栄養学研究所、ハノイ医科大学等）及び主要病院関係者（バックマイ病院等）の栄養専門家らによる、栄養関連制度の設置における種々の課題や推進施策を協議した。特に、本会では、栄養士の地位を定めるうえで大切な規程である「Job Code」の設置に関する意見交換を中心に議論した。本会議にて、国立栄養研究所が中心となり作成した保健省への Job Code 申請のための草案を修正した。



図 2-19 会議の様子

b) 栄養制度関連課題サポートのための第2回ワークショップ

- ・日時：2014年12月18日
- ・会場：ハノイホテル（VIP会議室）
- ・参加者：以下16名

Nguyen Cong Khan, MOH

Pham Thi Ngan Giang, MOH

Ha Than Son, MOH

Nguyen Thi Nhung, MOH

Tong Song Huong, MOH

Nguyen Thi Hong Hai, MOH

Le Dan Tuyen, the National Institute of Nutrition

La Bach Mai, the National Institute of Nutrition

Nguyen Do Huy, the National Institute of Nutrition

Huynh Nam Phuong, the National Institute of Nutrition

Dinh Phuong Hoa, the National Institute of Nutrition

Dinh Thi Thu Hang, the National Institute of Nutrition

Le Duc Thuan, Hai Duong medical university

Katsu Megumi, MORE Vietnam

Nguyen Thi Kim, MORE Vietnam

Thieu Hoai Anh, Vietnam Ajinomoto

・小活：

栄養制度の設置に関連する政府関係者（保健省）及び栄養施策・教育・研究機関（国立栄養学研究所、ハイズオン医科大学等）の政策立案者による、栄養関連制度の導入に向けた、種々の課題や推進施策を協議した。特に、国立栄養研究所（NIN）が作成し、前回の専門家によるワークショップにて修正された「Job Code」設置申請草案に対する提言などを協議した。本会議により、先の「Job Code」設置に関する提言は了承された。本会議後、保健省科学技術局による本課題に関する支援を受けて、申請する事とした。また、VINEP活動及び本 JICA 事業で実施した政府関係者の日本訪問による栄養関連施設の視察に関する知見の共有化を行った。



図 2-20 会議の様子

c) 栄養制度関連課題サポートのための第3回ワークショップ

- ・日時：2015年7月29日
- ・会場：ベトナム国立栄養研究所
- ・参加者：以下16名

Ha Thanh Son, Bearau of hospital management, MOH
Nguyen Thi Lam, the National Institute of Nutrition
Nguyen Do Huy, the National Institute of Nutrition
Huynh Nam Phuong, the National Institute of Nutrition
Dinh Thi Kim Lien, Bach Mai Hospital Nutrition center
Pham Van Phu, Hanoi medical University
Do Mai Lam, Viet Duc Hospital
Doan Thi Tuong Vi, 198 Hospital
Vu Thi Thanh, Bach Mai Hospital
Chu Thi Tuyet, Bach Mai Hospital
Dang Duc Ngoc, Food and nutrition training center, NIN
Tran Thi Lua, Food and nutrition training center, NIN
Pham Thi Huong, Clinical nutrition and dietetic Dept, NIN
Hoang Ngoc Lan, Clinical nutrition and dietetic Dept, NIN
Dinh Thi Phuong Hoa, Food and nutrition training center, NIN
Hoang Van Thanh, Bearau of hospital management, MOH

・小活：

政府関係者（保健省）、栄養施策・教育・研究機関（国立栄養学研究所、ハノイ医科大学等）及び主要病院関係者（バックマイ病院、198病院等）の栄養施策と実務従事者による、栄養施策実施基準（仮）「Nutrition Standard」の創設における種々の課題や推進施策を協議した。本会では、栄養士人材の最低基準を定める事を優先事項とすべきとされた。さらに、日本の制度を参考に、ベトナムに最適化・簡素化された制度としたい。また、その適用には、徐々に増やす仕組み（一案：一疾患から増やす、適用地域の展開など）を考える。ベトナムで設置する「Nutrition Standard」は、広く全ての人に理解されるような一般的な概念とする必要がある。これを広く知らしめる工夫も模索する必要がある。



図 2-21 会議の様子

d) 栄養制度関連課題サポートのための第4回ワークショップ

- ・日時：2015年8月13日
- ・会場：ベトナム国立栄養研究所
- ・参加者：以下21名

Ha Thanh Son, Bearau of hospital management, MOH
Nguyen Thi Lam, the National Institute of Nutrition
Nguyen Do Huy, the National Institute of Nutrition
Huynh Nam Phuong, the National Institute of Nutrition
Pham Van Phu, Hanoi medical University
Dinh Thi Kim Lien, Bach Mai Hospital Nutrition center
Do Mai Lam, Viet Duc Hospital
Doan Thi Tuong Vi, 198 Hospital
Vu Thi Thanh, Bach Mai Hospital
Chu Thi Tuyet, Bach Mai Hospital
Dang Duc Ngoc, the National Institute of Nutrition
Tran Thi Lua, the National Institute of Nutrition
Pham Thi Huong the National Institute of Nutrition
Hoang Ngoc Lan, the National Institute of Nutrition
Dinh Thi Phuong Hoa, the National Institute of Nutrition
Hoang Van Thanh Bearau of hospital management, MOH
Le Thi Hop, VINUTAS president
Do Thi Ngoc Diep, HCM city nutrition center
Yasuhiro Kido, Kyoto Prefectural University
Hideki Matsumoto, Ajinomoto Co., Inc.
Thieu Thi Hoai Anh, Ajinomoto Vietnam Co., Ltd.

・小活：

政府関係者（保健省）、栄養施策・教育・研究機関（国立栄養学研究所、ハノイ医科大学等）及び主要病院関係者（バックマイ病院、198病院等）の栄養施策と実務従事者による、栄養施策実施基準（仮）「Nutrition Standard」の創設における種々の課題や推進施策を協議した。

前回の第三回ワークショップでの議論を受けて、本会ではより具体的な「Nutrition Standard」に関する内容を議題とする事とした。そのために、本会の冒頭で木戸康博教授（京都府立大学）より日本の栄養関連制度の全体像の情報提供を受けた。日本の栄養関連制度に関する情報を基に、ベトナムでの栄養関連施策全般に関する議論が実施された。

以下に、代表的な議論内容の要点を記載した。

- i) 「Nutrition Standard (NS, 栄養施策実施基準/仮)」の創設に関して
- NS では、栄養分野従事者に対して特別科(臨床内外産科)を設けることが必要
 - NS では、栄養分野従事者に基礎情報を提供する活動を直ちに進めるべきである。
 - 保健省は、各病院で実際に運用上実施されるような栄養分野に関する NS を含めた総合的な制度を構築すべきである。
 - NS は、すぐに適用することは必要がないが、最初の段階は段々と適用され、2～3年かけて、全てが適用されるべきである。
 - NS は、中央、地方、/都市、/郡/区で分割する必要がある。
 - NS は、栄養学部の卒業生に適用することができるように、改良されるべき。
 - 栄養学部の学生が卒業後直に適用することができるように、NS を築くことが必要。
 - NS 適用に関して、各病院でスムーズに進めるように、(短縮)容易にするという意見に賛成する。
 - NS 創設では、実践的な内容を設置する必要がある。
 - NS では、実践と知識(理論)の基準を定めることが必要である。
 - NS には、人材力の基準、栄養専門家数、病院でのベッド数が含まれる。
 - NS 創設では、日本、オーストラリア等の知見を参照して、標準文書を構築する。その後、ベトナムでの関係機関で承認された後に本基準を適用することとする。
- ii) 栄養関連制度全般に関して
- 栄養分野についての教育のフレームワークに必要なことは、継続と取り組みの重複を避けることである。
 - 栄養分野従事者の教育を段階的にどのように設定すべきか。
 - 2016年において、設備の基準に関する08番の公布通知を改善することが必要。
 - 各病院の現状に則した法律を提案すべきである(実施08番の公布通知に基づく)。
- iii) 人材育成全般に関して
- 栄養課題を抽出するためには、栄養分野の専門知識に関する研修が必要。
 - 栄養制度に関するシンポジウムやワークショップの実施が必要。それには各病院の積極的な参加が必要である。
 - 栄養分野従事者の新卒者に対する教育と栄養士資格制度の新卒者に対する教育の違いは何か。
 - 同時に、患者のケアニーズに応えるために、病院で働く人材に投資すべきである。
 - ベトナムの栄養関連制度に関する種々の標準文書(規程、ガイドライン、等)を書き換え、その後、専門家グループによる再評価が必要。
 - 海外の資料は参考資料として、ベトナムの標準文書(規程、ガイドライン、等)を書き換え、その後専門家グループによる再評価が必要。
 - 栄養分野の新卒者に対する教育では、臨床内外産科を設けることが必要である。

iv) 栄養士資格認定制度について

- ベトナムでは、10年間の段階的な栄養士資格制度を適用すべきである。
- ベトナムの現状に従った栄養士資格制度を適用すべきである。
- 現状では拠点病院に患者が集中する。集中する病院や地域の病院にどのように適用するか。

以上の議論により、今後も継続的に「Nutrition Standard」設置に関する参考資料を収集し検討する。収集した資料は、各グループとも共有あるいはチームリーダーとの会合を実施する事で合意した。



図 2-22 会議の様子

2.2.3. 現地活動のまとめ

VINEP 活動及び本 JICA 事業による現地活動として、シンポジウム開催（第 1 回及び第 2 回）では、栄養関連制度に関わる政府関係者、研究者、教育者、基幹病院で栄養部門に従事する職員等に、ベトナムでの栄養制度創設に関する最新情報の共有と日本の栄養制度に関する知見の情報提供（本事業で実施した本邦招聘報告も含む）を実施する事ができた。この取組により、多くの栄養関連関係者への本制度創設に関する理解を高めると共に専門家からの意見を聞く場とすることもできた。

また、政府、栄養実務者、及び関連する専門家等による政策関連協議を行う場としてのワークショップの開催では、Job Code の創設・承認・施行に向けた専門家会議（第 1 回）、政府関係者による Job Code 内容精査会議（第 2 回）、Nutrition Standard 創設に関する専門家による検討会議（第 3 回）、及び Nutrition Standard の内容に関する専門家会議（第 4 回）を実施した。本取組により、我々が VINEP 活動で当面の最終目標としていた、栄養士の地位を定める「Job Code」のベトナム政府（保健省）からの承認（2015 年 10 月 7 日）及び施行（2015 年 11 月）に貢献できた。この Job Code が施行された事により、国家に認められた栄養士の地位が設定（Level II dietician code: V. 08. 09. 30, Level III dietician code: V. 08. 09. 31, Level IV dietician code: V. 08. 09. 32）され、国の資格者として就職や活動が実施できるようになった。この事は、今までにベトナム存在していなかった制度を設定できた点で、「ゼロ」から「イチ」を作る」歴史に残る活動成果と言っても良いのではないかと考える。（表 2-1）

しかしながら、この度認められた「Job Code」で規定された栄養士がベトナムで活躍するには、Job Code 以外の栄養関連施策が必須である。そこで、現地の栄養に関連する専門家らの要請により、栄養関連施策の一つとして Nutrition Standard（栄養施策実施基準/仮）の創設に関するワークショップ（第 3 回及び第 4 回）を VINEP 活動及び本 JICA 事業の一環として開催した。このワークショップでは、Nutrition Standard 創設や設置に関する意義やベトナムで必要な設置項目などに関する共有化と意見収集を実施できた。今後は、本事業で開催された情報を基に、関係者での継続的な会議を開催する事で合意している。具体的には、現地の関係者（NIN、基幹病院の医師、栄養管理・実務関係者等）による継続的な情報収集と共に、それぞれの持つ最新情報を定期的に共有・議論される場が設置されることを期待したい。

表 2-1 Job Code 概要・一部抜粋（1）

GENERAL REGULATION
Article 1. Scope and subject
1. This interdisciplinary circular stipulates the code and standard for dieticians. 2. This interdisciplinary circular is applicable for dieticians working in public medical organizations.
Article 2. Code and classification of dieticians
Main dietician (level II): Code: V.08.09.30 Dietician (level III): Code: V.08.09.31 Dietician at college level (level IV): Code: V.08.09.32
Article 3. General code of conduct for dietician
1. Respect and listen to public comments about nutritional requirement, food safety and interventional solutions to improve community's health; 2. Respect and sincerely cooperate with colleagues; preserve and maintain good tradition of the profession; 3. Honest and unbiased, willing to study and upgrade personal capability.

（本内容は、ベトナム語の原版を AVN により英訳した。内容は、ベトナム語版に従う。）

表 2-1 Job Code 概要・一部抜粋 (2)

STANDARD FOR DIETICIANS	
Main dietician (level II) – Code: V.08.09.30	
1. Responsibilities:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Chair, perform nutrition assessment, plan and implement nutrition intervention at hospitals and in community; b) Devise medical nutrition therapy; Build, organize the building of menus and medical diets that are suitable for patients; c) Organize nutrition and dietetics activities in hospitals; check the processes of storing, cooking, storing samples, transporting and distributing foods to ensure that medical diets are quality, safe and as exact as prescription; d) Organize and participate in nutrition support teams in clinical departments; d) Assess the effectiveness of diets and nutritional products; check nutrition, dietetics, food safety activities and the provision of nutritional products as assigned; e) Establish and implement regulations, processes, professional guidelines on nutrition, dietetics and food safety; g) Organize the management and utilization of facilities that serve professional activities as assigned; h) Organize and deploy communication, education, counselling activities on nutrition, dietetics, food safety; i) Organize and deploy in-line direction on nutrition, dietetics and food safety; k) Implement scientific research, training on professional techniques for dieticians of lower levels, trainees, students when assigned; l) <u>Compose training materials for communication, education and training activities. Join in instructing at medical universities, colleges when requested.</u> 	
2. Standard of education and training:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Medical specialist level I or master in nutrition upwards; b) English capability equivalent to level 3 (B1) upwards on the 6-scale frame in Vietnam as regulated by Ministry of Education and Training through the Circular 01/2014/TT-BGDDT dated January 24th 2014; c) Computer literacy as the basic standard regulated by Ministry of Information and Communications through the Circular 03/2014/TT-BTTTT dated March 11th 2014; d) <u>Have the training certificate for main dietician (level II).</u> 	
3. Standard for capability:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Aware of viewpoint, policy of the Communist Party, regulations and policies of the Government on protecting, caring and improving public health; b) Good skills of exploiting, collecting information; c) Able to find out problems of nutrition, food safety and propose solutions for suitable and effective intervention; d) Able to plan nutrition intervention, ensure food safety; d) Able to organize, implement communication, education, counselling activities on nutrition and food safety; e) Good skills on diagnosing, solving issues on nutrition and food safety; g) Able to follow, assess nutrition intervention, food safety and propose.....; h) Able to express skills on management, planning, supervising nutrition and food safety activities; i) Manage or join at least 1 accepted scientific research at the organization level upwards; k) At least 09 years as a dietician (level III); in case time as a dietician (level III) and equivalent is at least 09 years then there must be at least 02 closest years as a dietician (level III). 	
Dietician (level III) – Code: V.08.09.31	
1. Responsibilities:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Perform nutrition assessment, plan and implement nutrition intervention at hospitals and in community; b) Build suitable menus and medical diets and prescribe diets for patients; c) Join in the organization of nutrition and dietetics activities in hospitals; check the processes of storing, cooking, storing samples, transporting and distributing foods to ensure that medical diets are quality, safe and as exact as prescription; d) Participate in nutrition support teams in clinical departments; d) Join in the establishment and implementation of regulations, processes, professional guidelines on nutrition, dietetics and food safety; e) Manage, utilize facilities that serve professional activities as assigned; g) Deploy communication, education, counselling activities on nutrition, dietetics, food safety; h) Implement in-line direction on nutrition, dietetics and food safety; i) <u>Participate, implement scientific research, training on professional techniques for dieticians of lower levels, trainees, students when assigned.</u> 	
2. Standard of education and training:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Nutrition bachelor degree upwards or bachelor degree in the field of health with nutrition-direction training certificate; b) English capability equivalent to level 2 (A2) upwards on the 6-scale frame in Vietnam as regulated by Ministry of Education and Training through the Circular 01/2014/TT-BGDDT dated January 24th 2014; in case working in areas with ethnic groups, if can use a ethnic language in profession then it can replace for foreign language level 2 certificate; c) <u>Computer literacy as the basic standard regulated by Ministry of Information and Communications through the Circular 03/2014/TT-BTTTT dated March 11th 2014.</u> 	
3. Standard for capability:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Aware of viewpoint, policy of the Communist Party, regulations and policies of the Government on protecting, caring and improving public health; b) Good skills of exploiting, collecting information; c) Able to find out problems of nutrition, food safety and propose solutions for suitable and effective intervention; d) Able to plan nutrition intervention, ensure food safety; d) Able to organize, implement communication, education, counselling activities on nutrition and food safety; e) Good skills on diagnosing, solving issues on nutrition and food safety; g) Able to follow, assess nutrition intervention and food safety; h) <u>Able to express skills on management, planning, supervising nutrition and food safety activities.</u> 	
Article 7. Dietician at college level (level IV) – Code: V.08.09.32	
1. Responsibilities:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Perform screening and nutrition assessment, join in planning and implementing and following nutrition intervention at hospitals and in community; b) Implement medical diets and nutrition intervention as prescribed; c) Implement nutrition and dietetics activities in hospitals; check the processes of storing, cooking, storing samples, transporting and distributing foods to ensure that medical diets are quality, safe and as exact as prescription; d) Join in the establishment and implementation of regulations, processes, professional guidelines on nutrition, dietetics and food safety; d) Manage, utilize facilities that serve professional activities as assigned; e) Join in the implementation of communication, education, counselling activities on nutrition, dietetics, food safety; g) Join in the implementation of in-line direction on nutrition, dietetics and food safety; i) <u>Participate, implement scientific research, training on professional techniques for dieticians, students when assigned.</u> 	
2. Standard of education and training:	
<ul style="list-style-type: none"> a) College degree in nutrition & dietetics or food safety; or college degree in the field of health with nutrition-direction training certificate; b) English capability equivalent to level 2 (A2) upwards on the 6-scale frame in Vietnam as regulated by Ministry of Education and Training through the Circular 01/2014/TT-BGDDT dated January 24th 2014; in case working in areas with ethnic groups, if can use a ethnic language in profession then it can replace for foreign language level 2 certificate; c) <u>Computer literacy as the basic standard regulated by Ministry of Information and Communications through the Circular 03/2014/TT-BTTTT dated March 11th 2014.</u> 	
3. Standard for capability:	
<ul style="list-style-type: none"> a) Aware of viewpoint, policy of the Communist Party, regulations and policies of the Government on protecting, caring and improving public health; b) Good skills of exploiting, collecting information; c) Able to find out problems of nutrition, food safety and propose solutions for suitable and effective intervention; d) Able to plan nutrition intervention, ensure food safety; d) Able to implement communication, education, counselling activities on nutrition and food safety; e) <u>Good skills on diagnosing, solving issues on nutrition and food safety;</u> 	

(本内容は、ベトナム語の原版を AVN により英訳した。内容は、ベトナム語版に従う。)

2.3. 総括

本 JICA 事業の実施により、我々が行ってきたベトナム栄養関連制度創設プロジェクト (VINEP) のマイルストーンは大きく前進した。特に、栄養士の地位を国家が定める Job Code が、2015 年 11 月にベトナム国で施行された点が大きなポイントであろう。この施行により、ベトナム国立栄養研究所へのベトナム各地や地方病院などからの問い合わせが多数あったと報告を受けている。さらに、実際に現場の活動で必要となる栄養施策実施基準（仮）即ち「Nutrition Standard」の設置に向けた取組も活発化した。この様な状況の中、2017 年にベトナム初の栄養学学士が誕生（予定）する。これらの事象により、ベトナム国内での栄養関連施策に関する関心がさらに高まることが期待される。これまでの VINEP 活動では、栄養関連の「制度」を創設することを選択し集中的に活動を展開しているが、制度が創設された後の近い将来には、その質を継続的に維持することや新たな内容の教育活動が求められることが予想される。この様な状況では、設立に関わった我々日本の関係者が、日本型の最新の栄養制度の継続的な紹介、日越間の人材交流などを実施する事が双方にとり重要な活動となることが考えられる。また、VINEP 活動及び本 JICA 事業による日本型の栄養関連制度の創設やその後のビジネス展開により、該当国であるベトナムでの栄養関連産業における新たな雇用創出、現状では少数の大規模給食産業等への新規事業開拓、同業他社や協力企業など他企業への波及や現地の地方自治体が運営する学校や病院等との連携強化等の本邦企業も含めた効果が期待できる。

そして、これら日本の栄養関連制度を、モデルケースとして設置したベトナムを通じて ASEAN 各国に順次拡大し、ASEAN 地域の栄養施策に日本が貢献する一助となることを希望する。



図 2-23 NIN に掲げられている VINEP プレート

3. 本 JICA 事業を通じた展開の可能性

3.1. ベトナム社会主義共和国に対する社会・経済開発貢献への可能性

現在、ベトナム社会主義共和国の国家目標である「2020 年工業国家」へ向けた取組がなされている。その中の重点分野として成長と競争力強化、ガバナンス強化等があげられる。VINEP 活動や当 JICA 事業で創設を後押しした栄養関連制度（現時点では発展途上）は、ベトナム国の成長と競争力強化を推し進める政策の中で、優先施策の工業分野のみならず全ての産業の競争力を高めるための下支えを担う制度である。従って、VINEP 活動や本 JICA 事業で力点を置いた栄養関連分野の競争力を強化することは、最終的にベトナム全体の産業競争力強化に貢献できると考えられる。

また、本 JICA 事業で実施する栄養関連制度の創設に関するプロジェクトは、日本政府発信の「日本の教育協力施策 2011-2015（人間の安全保障の実現のための教育～教育協力を通じた人づくり・国づくり・平和づくり～）」の内容と合致し、日本からの国際貢献の一翼を担うと考えられる。

3.2. VINEP 及び本 JICA 事業の実施により達成された成果

我々は、今までに上記 3.1. を実現させるために VINEP 活動を実施してきた。本 JICA 事業の実施前には、ベトナムで始めてとなる 4 年制栄養学学士課程をモデルケースとしてハノイ医科大学（HMU）に 2013 年 10 月に開講することに成功していた。本 JICA 事業では、以下の活動を中心に実施し、VINEP 活動を推進した。その最大のポイントは、HMU の学生が卒業する 2017 年 6 月までに、ベトナム国の「制度」としての Job Code を設置することであった。

- (1) 第 1 回及び第 2 回ワークショップの実施による、栄養関連法規制定の一つである栄養士の地位を定める法規「Job Code」のベトナム政府（保健省等）から承認（2015 年 10 月）・施行（2015 年 11 月）を推進した。
- (2) 第 3 回及び第 4 回ワークショップの実施による、定められた地位の栄養士が実際に活動する際の栄養活動実施基準「Nutrition Standard」を設置するための検討会の立ち上げを推進した。
- (3) 栄養士を認定（仮）するベトナム栄養士会（仮）の準備機関であるベトナムサブ栄養士会の設立（2014 年 9 月）をサポートした。
- (4) ベトナム国内での栄養関係者への栄養士制度の周知に関する活動（シンポジウムの開催、日本研修実施等）（第 1 回及び第 2 回シンポジウム）を実施した。
- (5) 他大学への展開サポートに関する活動等を実施した。

この度の本 JICA 事業（ベトナム国での栄養士制度普及推進事業）は、VINEP 活動のスケジュールからは本報告を持って完了する。しかしながら、本 JICA 事業の実施により、本 JICA 事業を開始する 2 年前に較べて、VINEP 活動の多くの課題は解決に向けて大きく推進させた。特に、ベトナム国の制度として Job Code の設置を達成できたことで、本 JICA 事業での当初の目的は達成

できた。即ち、本 JICA 事業の VINEP 活動の推進を通じての実施は、ベトナムでの栄養関連施策を取り巻く環境と理解を大きく進展させることができた。

しかしながら、現在までに実施してきた VINEP 活動（本事業成果の一部を含む）の成果は、志としては道半ばである。具体的に、広くベトナム国民全体へ栄養関連施策が実施されるには、現状の栄養関連法制度、栄養士育成制度（育成機関の全国展開）、教育内容（教育内容や卒後の研修制度等）、ライセンス認定制度（ベトナム栄養士会・仮）、関連部署との連携状態（医師、薬剤師、看護師等）、最低限必要な設備、等の設定や設置が不十分な状態である。

従って、我々が目指す最終目的である栄養関連諸制度の創設を通じた全てのベトナム国民への衛生と健康向上に早期に貢献するためには、現在取り組んでいる活動のみでは達成することはきわめて困難である。

そこで、本 JICA 事業での成果を踏まえて、VINEP 活動をより発展させるためには、現在 AJI が VINEP 活動として実施している活動内容（図 3-1）に加えて、以下の 3.3. 項の様な活動を実施する事が、今後の早期の課題解決の達成に必要と考えられる。

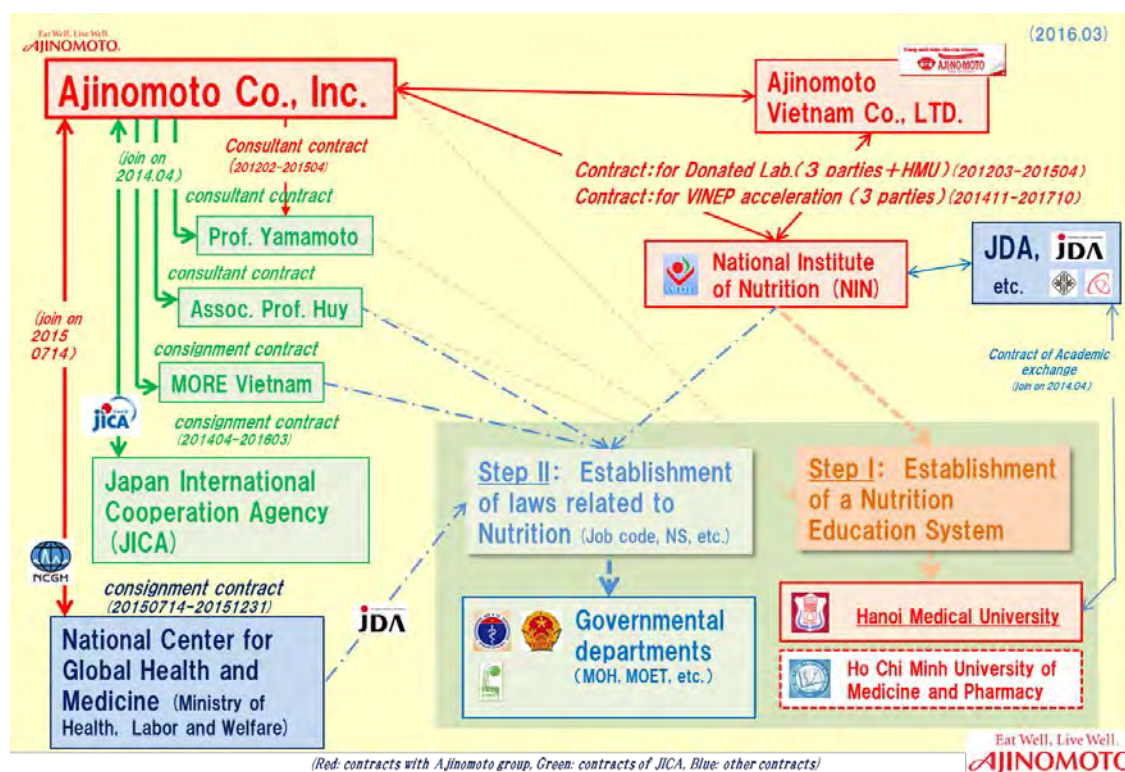


図 3-1 VINEP 関係図

3.3. 現課題からの今後の展開

本報告書の提出を持って本 JICA 事業は終了するが、味の素株式会社が中核となり実施している VINEP 活動では、HMU の学生が卒業する 2017 年 6 月までを当面の目標とした継続的な取り組みの実施を行いたい。実際に、味の素グループ (AJI と AVN) は、NIN に対して VINEP 活動促進のための寄付契約を実施中 (図 3-1 参照) である。

(1) ベトナム政府関係者への理解促進や実施内容周知のための施策

現在までに、NIN と AJI が中心となり VINEP 活動を、実務レベルで推進してきた。しかしながら、現時点で達成された事象をより発展させるためには、今後は、今まで以上に、関連省庁からの認可や法制定等、行政の理解・協力なしには推進できないステージへと進んでいく。そのために、AJI 及び NIN は、本取組の円滑な推進に向けた、ベトナム政府 (保健省、教育訓練省、内務省、保険統括局等) の理解促進と協力依頼等を働きかける。特に、ベトナム初の「栄養関連制度」の導入という、極めて新しい取組を AJI や NIN を中心とする関係者が、保健省や教育訓練省等の各関連省庁と連携してベトナム全土に推進していく必要がある。特に、この分野は関連省庁 (内務省、保健省、教育訓練省、保険局等) が多岐に及ぶために、AJI 及び NIN は、行政及び政府のキーパーソンを中心とする本取組への深い理解と支援を獲得するにあたっては、本邦への視察や地方都市でのワークショップ等の仕掛けを検討したい。一方で、ベトナム国内の各地域の行政キーパーソンに対しては、AJI や NIN が企画 (仮) する地方都市でのワークショップ等に、日本やハノイからのキーパーソンを派遣する事により理解促進を促す。

具体的には、

- a) 本 JICA 事業で設置された Job Code や現在創設途上の Nutrition Standard 等に関する最新情報を、ベトナム全土の栄養施策実施機関 (病院、保健所、大学、関連政府機関等) へ周知する取組をサポートする。(ワークショップの開催などを想定)
- b) NIN, MOH 及びベトナム栄養学会 (VINTUS) と協力して、栄養士を認定 (仮) するベトナム栄養士会 (仮) の準備機関であるベトナムサブ栄養士会 (2014 年 9 月設立) の栄養士会へのアップグレードをサポートする。
- c) NIN, MOH 及びベトナム栄養学会 (VINTUS) と協力して、栄養士を認定 (仮) する対象者 (新卒者及び既卒者で栄養施策に従事している者など) に関する内容設定のサポートを実施する。
- d) 取組内容に適合する政府関係者の本邦研修などを必要に応じて企画する。
- e) その他、上記内容を実施する事で新たに発生した課題を適宜対応する。

(2) 本制度発展のための施策

本プロジェクトの目的を達成するためには、本制度の早期導入を図り、主要 11 医科大学への横展開 (育成 “制度” の展開)、と同時に、実務経験者への研修センターの設置 (生涯研修制度) 等を通じて、ベトナム全土への体制整備を進めていく必要がある。

具体的には、

- a) 育成制度のモデルケースとして設置した HMU の学士課程コースを、ベトナム全土の医科大学に展開する活動をサポートする。(上記 (1) a) と同時が望ましい。)
- b) HMU の新入生 (成績優秀者) を対象にしている奨学金制度の継続を試みる。
- c) HMU の味の素寄付講座 (Laboratory of Nutrition and Dietetics) の設備及び質の充実のための活動をサポートする。
- d) NIN で設置中の“拠点栄養研修室 (仮) “[Central Nutrition Training Room, CNR] の設備及び質の充実のための活動をサポートする。今後、フードモデル等の拠点栄養研修室 (仮) の運営に必要なものの手配を検討する。
- e) Nutrition Standard の創設や設置に向けた取組をサポートする

栄養関連法規制定の一つである栄養活動実施基準・仮名 (Nutrition Standard) を設置するための取組は、以下の活動を中心に実施した。

- ・国立栄養研究所からベトナム政府 (保健省等) へ Nutrition Standard を創設させるための検討会の設置に関する申請を行った。本申請は、2015 年 4 月 20 日に保健省より承認された。
- ・上記の承認を受けて、国の正式な検討会として、Nutrition Standard を設置するための検討会を、2015 年 7 月 29 日 (本 JICA 事業における第 3 回ワークショップ) 及び 2015 年 8 月 13 日 (本 JICA 事業における第 4 回ワークショップ) に開催した。
- ・上記の検討会での意見を受け、検討会メンバーの日本の栄養関連制度を理解するための研修とベトナムでの栄養関連制度創設を周知するための施策を考案した。これら施策を実施するために、医療技術等国際展開推進事業 (国立国際医療研究センター) に応募した。本申請は、2015 年 6 月 13 日に採択された。本事業により、検討会メンバーの日本の栄養関連制度研修とベトナムでの栄養関連制度創設を周知するためのワークショップの開催 (ハノイ、フエ及びホーチミン市) を実施した。本施策により、検討会メンバー間の栄養関連制度の知識や理解の深化とベトナム主要都市での栄養関連従事者などへの理解促進を達成できた。

これら諸活動を通じて、Nutrition Standard を創設・設置する土壌を、ベトナム国の公式な活動としての初期段階を築くことを本取組から実施できた。今後は、検討会メンバー (NIN、基幹病院の医師、栄養管理・実務関係者等) が中心となり、継続的な情報収集と共に、それぞれの持つ最新情報を定期的に共有・議論される意見交換活動等が現地関係者により定期的に実施される予定である。AJI は、必要に応じて本活動の実施をサポートしたい。

- f) その他、上記内容を実施する事で新たに発生した課題を適宜対応する。